

議案第6号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 13 年加西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「(平成 3 年法律第 110 号)」を削る。

第 12 条中「介護時間」の右に「、育児部分休暇」を加える。

第 16 条の 2 第 3 項を次のように改める。

3 前条第 3 項の規定は、介護時間について準用する。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（育児部分休暇）

第 16 条の 3 育児部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学する第 1 学年から第 3 学年までにある子で規則で定める者を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 育児部分休暇の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第 16 条第 3 項の規定は、育児部分休暇について準用する。

第 17 条第 3 項中「前条第 3 項」を「第 16 条第 3 項」に改める。

第 18 条（見出しを含む。）中「介護時間」の右に「、育児部分休暇」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年加西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「又は同条例第 16 条の 2 の規定による介護時間」を「、勤務時間条例第 16 条の 2 の規定による介護時間又は勤務時間条例第 16 条の 3 の規定による育児部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該育児部分休暇」に改める。

(審議資料)

少子高齢化や人口減少に伴い労働力人口が減少する中において、ワークライフバランスの実現と有為な人材が長く働き続けることのできる体制整備の一つとして、育児部分休暇（無給休暇）を新設するもの。

【概要】

	現行	改正案	
取得可能期間	小学校就学前まで	小学校就学前まで	小学校1年生から小学校3年生まで
摘要	育児部分休業による	育児部分休業による	育児部分休暇による

※いずれも取得時間は1日2時間を超えない範囲内とする。